



職場における熱中症対策強化に伴う

熱中症予防対策説明会のご案内

厚生労働省では、熱中症の初期症状の放置・対応の遅れによる死亡災害が多く認められていることから、労働者への熱中症対策を義務付ける労働安全衛生規則の改正が行われ、令和7年6月1日から罰則付規定として施行されます。そのため、島根労働基準協会では、会員事業場等において、熱中症予防対策に対応していただくため、島根労働局担当官による説明会を下記のとおり開催いたします。

記

【松江会場】

- ・日 時 令和7年6月20日(金) 14時～15時30分
- ・会 場 くにびきメッセ601 大会議室
- ・定 員 100名 (申込期限: 6/17)

【浜田会場】

- ・日 時 令和7年6月30日(月) 14時～15時30分
- ・会 場 島根県トラック協会西部研修会館
- ・定 員 70名 (申込期限: 6/26)



1. 参加費 無 料 (資料代として1,100円いただきます。: 当日ご持参下さい。)

2. 説明内容 (1)改正労働安全衛生規則(熱中症対策の強化)について
(2)職場における熱中症予防対策要綱(改正部分含む)について
(3)令和7年度STOP!熱中症クールワークキャンペーンについて

説明者: 島根労働局健康安全課 担当官

3. 申込方法 **島根労働基準協会ホームページ専用申込フォーム**からお申込み下さい。
松江会場は[コチラ](#) 浜田会場は[コチラ](#)

4. その他 各会場、定員になり次第締め切ります。なお、お申込みのない当日参加は出来ません。